

信託財産状況報告書

2026年 3月31日 現在

[貸借対照表]
 1. 資産の部

2. 負債・元本等の部

(単位:円)

科目	前計算期間末	当計算期間末 (2026年 3月31日現在)	科目	前計算期間末	当計算期間末 (2026年 3月31日現在)
銀行勘定貸	602,829,093	578,666,511	仮受金	1,206,434	1,151,814
			信託元本 (金銭)	601,622,659	577,514,697
合計	602,829,093	578,666,511	合計	602,829,093	578,666,511

銀行勘定貸平均残高 590,331,453
 適用利率 0.401000

[損益計算書]
 前計算期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日)
 当計算期間 (自 2025年10月 1日 至 2026年 3月31日)

3. 費用の部

4. 収益の部

(単位:円)

科目	前計算期間	当計算期間	科目	前計算期間	当計算期間
信託報酬	3,176	2,997	銀行勘定貸利息	1,228,803	1,180,355
当期信託利益金	1,225,627	1,177,358			
合計	1,228,803	1,180,355	合計	1,228,803	1,180,355

信託業法第29条第3項に定める事項についてのご報告

(期間：2025年10月 1日～2026年 3月31日)

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項において準用する信託業法第29条第3項、並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第23条第4項に定める事項について、下記の通りご報告いたします。

記

取引の種類	受託者と信託財産との間における取引
取引当事者の商号、名称又は氏名	株式会社武蔵野銀行
取引当事者の営業所又は事務所の所在地もしくは住所	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目10番地8
取引の方法	受託者の銀行勘定への運用
取引を行った年月日	2025年10月 1日 ～ 2026年 3月31日
取引に係る信託財産の種類その他の当該信託財産の特定のために必要な事項	金銭
取引の対象となる資産又は権利の種類、銘柄、その他の取引の目的物の特定のために必要な事項	銀行勘定貸
取引の目的物の数量	「信託財産状況報告書」の「銀行勘定貸平均残高」に記載の通り
取引価格	「信託財産状況報告書」の「適用利率」に記載の通り
取引を行った理由	約款の規定に基づく信託財産に属する金銭の運用
当該取引に関して受託者（信託業務の委託先を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額	該当ありません
その他参考となる事項	該当ありません

取引の種類	受託者の利害関係人と信託財産との間における取引
取引当事者の商号、名称又は氏名	該当ありません
取引当事者の営業所又は事務所の所在地もしくは住所	該当ありません
取引当事者と受託者又は信託業務の委託先との関係（取引当事者が利害関係人の場合）	該当ありません
取引の方法	該当ありません
取引を行った年月日	該当ありません
取引に係る信託財産の種類その他の当該信託財産の特定のために必要な事項	該当ありません
取引の対象となる資産又は権利の種類、銘柄、その他の取引の目的物の特定のために必要な事項	該当ありません
取引の目的物の数量	該当ありません
取引価格	該当ありません
取引を行った理由	該当ありません
当該取引に関して受託者（信託業務の委託先を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額	該当ありません
その他参考となる事項	該当ありません

信託財産状況報告書

2026年 3月31日 現在

[貸借対照表]
 1. 資産の部

2. 負債・元本等の部

(単位:円)

科目	前計算期間末	当計算期間末 (2026年 3月31日現在)	科目	前計算期間末	当計算期間末 (2026年 3月31日現在)
銀行勘定貸	45,116,202	208,465,180	仮受金	92,081	167,684
			信託元本 (金銭)	45,024,121	208,297,496
合計	45,116,202	208,465,180	合計	45,116,202	208,465,180

銀行勘定貸平均残高 84,073,692
 適用利率 0.401000

[損益計算書]
 前計算期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日)
 当計算期間 (自 2025年10月 1日 至 2026年 3月31日)

3. 費用の部

4. 収益の部

(単位:円)

科目	前計算期間	当計算期間	科目	前計算期間	当計算期間
信託報酬	230	420	銀行勘定貸利息	92,311	168,104
当期信託利益金	92,081	167,684			
合計	92,311	168,104	合計	92,311	168,104

信託業法第29条第3項に定める事項についてのご報告

(期間：2025年10月 1日～2026年 3月31日)

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項において準用する信託業法第29条第3項、並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第23条第4項に定める事項について、下記の通りご報告いたします。

記

取引の種類	受託者と信託財産との間における取引
取引当事者の商号、名称又は氏名	株式会社武蔵野銀行
取引当事者の営業所又は事務所の所在地もしくは住所	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目10番地8
取引の方法	受託者の銀行勘定への運用
取引を行った年月日	2025年10月 1日 ～ 2026年 3月31日
取引に係る信託財産の種類その他の当該信託財産の特定のために必要な事項	金銭
取引の対象となる資産又は権利の種類、銘柄、その他の取引の目的物の特定のために必要な事項	銀行勘定貸
取引の目的物の数量	「信託財産状況報告書」の「銀行勘定貸平均残高」に記載の通り
取引価格	「信託財産状況報告書」の「適用利率」に記載の通り
取引を行った理由	約款の規定に基づく信託財産に属する金銭の運用
当該取引に関して受託者（信託業務の委託先を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額	該当ありません
その他参考となる事項	該当ありません

取引の種類	受託者の利害関係人と信託財産との間における取引
取引当事者の商号、名称又は氏名	該当ありません
取引当事者の営業所又は事務所の所在地もしくは住所	該当ありません
取引当事者と受託者又は信託業務の委託先との関係（取引当事者が利害関係人の場合）	該当ありません
取引の方法	該当ありません
取引を行った年月日	該当ありません
取引に係る信託財産の種類その他の当該信託財産の特定のために必要な事項	該当ありません
取引の対象となる資産又は権利の種類、銘柄、その他の取引の目的物の特定のために必要な事項	該当ありません
取引の目的物の数量	該当ありません
取引価格	該当ありません
取引を行った理由	該当ありません
当該取引に関して受託者（信託業務の委託先を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額	該当ありません
その他参考となる事項	該当ありません

信託財産状況報告書

2026年 3月31日 現在

[貸借対照表]
 1. 資産の部

2. 負債・元本等の部

(単位:円)

科目	前計算期間末	当計算期間末 (2026年 3月31日現在)	科目	前計算期間末	当計算期間末 (2026年 3月31日現在)
銀行勘定貸	7,042,871,592	6,988,383,021	仮受金	13,704,890	13,698,722
			信託元本 (金銭)	7,029,166,702	6,974,684,299
合計	7,042,871,592	6,988,383,021	合計	7,042,871,592	6,988,383,021

銀行勘定貸平均残高 6,983,002,048
 適用利率 0.401000

[損益計算書]
 前計算期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日)
 当計算期間 (自 2025年10月 1日 至 2026年 3月31日)

3. 費用の部

4. 収益の部

(単位:円)

科目	前計算期間	当計算期間	科目	前計算期間	当計算期間
信託報酬	35,436	35,808	銀行勘定貸利息	13,941,762	13,962,381
当期信託利益金	13,906,326	13,926,573			
合計	13,941,762	13,962,381	合計	13,941,762	13,962,381

信託業法第29条第3項に定める事項についてのご報告

(期間：2025年10月 1日～2026年 3月31日)

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項において準用する信託業法第29条第3項、並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第23条第4項に定める事項について、下記の通りご報告いたします。

記

取引の種類	受託者と信託財産との間における取引
取引当事者の商号、名称又は氏名	株式会社武蔵野銀行
取引当事者の営業所又は事務所の所在地もしくは住所	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目10番地8
取引の方法	受託者の銀行勘定への運用
取引を行った年月日	2025年10月 1日 ～ 2026年 3月31日
取引に係る信託財産の種類その他の当該信託財産の特定のために必要な事項	金銭
取引の対象となる資産又は権利の種類、銘柄、その他の取引の目的物の特定のために必要な事項	銀行勘定貸
取引の目的物の数量	「信託財産状況報告書」の「銀行勘定貸平均残高」に記載の通り
取引価格	「信託財産状況報告書」の「適用利率」に記載の通り
取引を行った理由	約款の規定に基づく信託財産に属する金銭の運用
当該取引に関して受託者（信託業務の委託先を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額	該当ありません
その他参考となる事項	該当ありません

取引の種類	受託者の利害関係人と信託財産との間における取引
取引当事者の商号、名称又は氏名	該当ありません
取引当事者の営業所又は事務所の所在地もしくは住所	該当ありません
取引当事者と受託者又は信託業務の委託先との関係（取引当事者が利害関係人の場合）	該当ありません
取引の方法	該当ありません
取引を行った年月日	該当ありません
取引に係る信託財産の種類その他の当該信託財産の特定のために必要な事項	該当ありません
取引の対象となる資産又は権利の種類、銘柄、その他の取引の目的物の特定のために必要な事項	該当ありません
取引の目的物の数量	該当ありません
取引価格	該当ありません
取引を行った理由	該当ありません
当該取引に関して受託者（信託業務の委託先を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額	該当ありません
その他参考となる事項	該当ありません

信託財産状況報告書

2026年 3月31日 現在

[貸借対照表]
 1. 資産の部

2. 負債・元本等の部

(単位:円)

科目	前計算期間末	当計算期間末 (2026年 3月31日現在)	科目	前計算期間末	当計算期間末 (2026年 3月31日現在)
銀行勘定貸	185,832,780	153,403,031	仮受金	390,434	370,155
			信託元本(金銭)	185,442,346	153,032,876
合計	185,832,780	153,403,031	合計	185,832,780	153,403,031

銀行勘定貸平均残高 188,151,664
 適用利率 0.401000

[損益計算書]
 前計算期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日)
 当計算期間 (自 2025年10月 1日 至 2026年 3月31日)

3. 費用の部

4. 収益の部

(単位:円)

科目	前計算期間	当計算期間	科目	前計算期間	当計算期間
信託報酬	1,000	955	銀行勘定貸利息	391,853	376,204
当期信託利益金	390,853	375,249			
合計	391,853	376,204	合計	391,853	376,204

信託業法第29条第3項に定める事項についてのご報告

(期間：2025年10月 1日～2026年 3月31日)

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項において準用する信託業法第29条第3項、並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第23条第4項に定める事項について、下記の通りご報告いたします。

記

取引の種類	受託者と信託財産との間における取引
取引当事者の商号、名称又は氏名	株式会社武蔵野銀行
取引当事者の営業所又は事務所の所在地もしくは住所	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目10番地8
取引の方法	受託者の銀行勘定への運用
取引を行った年月日	2025年10月 1日 ～ 2026年 3月31日
取引に係る信託財産の種類その他の当該信託財産の特定のために必要な事項	金銭
取引の対象となる資産又は権利の種類、銘柄、その他の取引の目的物の特定のために必要な事項	銀行勘定貸
取引の目的物の数量	「信託財産状況報告書」の「銀行勘定貸平均残高」に記載の通り
取引価格	「信託財産状況報告書」の「適用利率」に記載の通り
取引を行った理由	約款の規定に基づく信託財産に属する金銭の運用
当該取引に関して受託者（信託業務の委託先を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額	該当ありません
その他参考となる事項	該当ありません

取引の種類	受託者の利害関係人と信託財産との間における取引
取引当事者の商号、名称又は氏名	該当ありません
取引当事者の営業所又は事務所の所在地もしくは住所	該当ありません
取引当事者と受託者又は信託業務の委託先との関係（取引当事者が利害関係人の場合）	該当ありません
取引の方法	該当ありません
取引を行った年月日	該当ありません
取引に係る信託財産の種類その他の当該信託財産の特定のために必要な事項	該当ありません
取引の対象となる資産又は権利の種類、銘柄、その他の取引の目的物の特定のために必要な事項	該当ありません
取引の目的物の数量	該当ありません
取引価格	該当ありません
取引を行った理由	該当ありません
当該取引に関して受託者（信託業務の委託先を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額	該当ありません
その他参考となる事項	該当ありません